

拉致問題対策本部関係省庁対策会議  
支援分科会中間報告

平成21年7月

1. 支援分科会設置の趣旨

平成14年10月15日に拉致被害者5人が帰国されたのを受けて、政府としては同月24日、「拉致被害者5名について、今後とも日本に滞在して頂き、その御家族については早期帰国を北朝鮮に強く求める」との方針を決定した。同日、日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議・専門幹事会（拉致問題）（注1）において「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」（以下「総合的支援策」という。）について検討し取りまとめることとした。

同年11月26日、同専門幹事会は、総合的支援策を取りまとめた（別添1参照）。

総合的支援策のうち、給付金の支給や年金の特例措置など従来の法律では対応できない事項については、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）が議員立法により制定された。政府としては、総合的支援策及び支援法に基づき、これまで、関係地方公共団体（新潟県、福井県、佐渡市、柏崎市、小浜市）と連携協力しながら帰国被害者及び家族の自立促進と生活基盤の再建等を支援してきた。

拉致被害者5人は、平成16年5月、7月の家族の帰国・入国を経て、平成17年3月に本邦永住の意思を決定された。

それから4年以上が経過したことを踏まえ、本年5月25日開催した拉致問題対策本部関係省庁対策会議において、総合的支援策のフォローアップを行うことを決定し、これまでの支援策の実施状況の点検・評価を行うとともに今後の支援策の在り方について検討するため当分科会が設置された。

注1 平成18年9月、政府に拉致問題対策本部が設置されたことから、専門幹事会の機能は、同本部の関係省庁対策会議に引き継がれている。

## 2. 点検・評価・検討結果

(1) 当分科会においては、総合的支援策の各項目ごとに、

- ① 5人の帰国被害者及びその家族に対して、これまで実施してきた具体的支援策の実施状況、
  - ② ①に対する評価（必ずしも利用されなかった施策についてはその理由）、
  - ③ 平成22年度以降を含めた今後の対応の考え方（現在の帰国被害者及びその家族に対するもの並びに安否不明拉致被害者及びその家族が今後帰国した場合の対応）、
  - ④ ①～③を踏まえて総合的支援策の記述の変更の必要性
- について、関係省庁において、点検、評価、検討を行った。その結果は、別添2のとおりである。

また、これらの作業にあたっては、関係地方公共団体において、これまで実施してきた支援策等についても状況を把握（別添3参照）するとともに、関係地方公共団体からの要望（別添4参照）及び帰国被害者・家族の状況、意向も踏まえながら、検討を行った。

(2) 当分科会の現段階における点検・評価・検討結果は、別添2のとおりであるが、そのうち主なものは、次のとおりである。

### ア 拉致被害者等給付金制度の充実

拉致被害者等給付金は、支援法に基づき給付されているものであるが、法律上、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月、支給することとされている。

現在の帰国被害者・家族については、その期限が来年3月に到来することとなる。

帰国被害者・家族は、ご本人たちの努力、地域の方々の支え及び拉致被害者等給付金をはじめとする国、地方公共団体の支援もあり、着実に自立、生活基盤の再建が進みつつあると考えられる。

しかしながら、帰国被害者は、20年以上もの長期間にわたって拉致されていたものであり、その生活基盤には、未だ脆弱な面があることは否定できず、帰国被害者本人のみならず、子供を含めた自立をより確かなものとする必要がある。こうしたことから、拉致被害者の自立・生活基盤の再建に相当程度の役割を果たしてきた拉致被害者等給付金については、現行法上の5年間に加えて、更に5年間給付できることとする方向で検討を進めるべきと考えられる。

なお、現在の帰国被害者・家族の帰国、入国から相当の年数が経過し

ていることもあり、家族の自立・生活基盤の再建等の状況、意向も異な  
ってきている。従って給付金制度の延長に当たっては、拉致被害者・家  
族の状況等を考慮した制度とすべく検討を行う必要がある。

#### イ その他の施策の取扱い

総合的支援策のうち、拉致被害者等給付金のほかにも、法律事項では  
ないが期限の定めがあるもの（例 職業転換給付金等）、期限の定めは  
ないものの、来年度の予算要求に関わるもの（例 自立・社会適応促進  
事業等）もあり、これらの施策についても、被害者・家族の状況、ニー  
ズを踏まえ必要な対応を行うものとする。

#### ウ 安否不明被害者・その家族への対応

アの拉致被害者等給付金制度の充実及びイのその他の施策における必  
要な対応は、現在の帰国被害者・配偶者等のみならず、安否不明拉致被  
害者とその配偶者等が今後帰国（又は入国）された場合の支援策ともな  
るものである。

また、安否不明被害者の家族に対しては、安否不明被害者等の安否情  
報の収集、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの  
相談等にきめ細かく対応することとされている。さらに、政府としては、  
これまでも支援法に基づき認定された被害者のほかにも、北朝鮮による  
拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識に基づいて、調査・捜  
査等を実施するとともに、その家族に対する情報提供や家族からの相談  
等にも対応してきているところであるが、今後とも適切に対応していく  
必要がある。

### 3 まとめ

当分科会としては、総合的支援策について、これまでの支援策の実施状  
況の点検、評価を行い、今後の支援策のあり方について検討を行ってきた。

関係地方公共団体からの要望の中には、事件の全容解明、拉致被害者全  
員の帰国の速やかな実現を求めるものや損害賠償に係るものも含まれて  
いる。前者については、政府の対応方針（平成20年10月15日拉致問  
題対策本部決定）にあるとおり、政府としても全力で取り組むこととされ  
ている。後者については、最優先課題である安否不明拉致被害者の帰国に  
与える影響等を考慮しつつ、検討されるべきものと考えられる。

当分科会としては、今後とも必要に応じて支援策のあり方について検討

を加えるとともに、安否不明拉致被害者・家族の帰国・入国が、今後、実現した場合の速やかな支援策の実施に努めるものとする。

平成14年11月26日  
拉致問題専門幹事会第5回会合決定

## 拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について

### 1 経済的支援について

#### 【帰国等に伴う費用の負担】

- 被害者又は被害者の配偶者等の帰国等に要する渡航費用は国が負担する。
- 被害者又は被害者の配偶者等が帰国等してから到着先での滞在を開始するまでの間の費用（交通費、食費、宿泊費、医療費等）についても、国が負担する。

#### 【日本における生活の保障】

- 帰国被害者等が本邦に永住する場合には、拉致被害者等給付金を、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月、支給する。
- 被害者が永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給する。

#### 【年金の給付】

- 年金額の改善を図るため、拉致期間を国民年金の被保険者期間とみなし、国はその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等の特例措置を講ずる。

### 2 身体の安全及び心身の健康

#### 【身辺の警護】

- 現在、1人1人の身辺警護を行っているほか、必要な警備体制を取っており、引き続き、身辺警護を行う。

#### 【健康診査】

- 40歳以上で、市町村内に住所を有する帰国被害者等に対しては、老人保健法の規定により、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導を内容とする健康診査を行う。

#### 【精神的なケア】

- 精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談を始めとする精神保健福祉相談を実施する。
- 特別支援として、地元精神科医及び心のケアに関する中央の専門家による精神的ケア実施体制を整備し、今後、被害者本人等の申し出により、地元精神科医等が中心となって精神的ケアを実施する中で、適宜専門家を派遣する。

### 3 生活相談

#### 【相談・対応窓口の設置】

- 日常生活の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行うための要員を配置する。  
具体的には、経験や知識に加え被害者本人との信頼関係により人選し、県福祉事務所のケースワーカー（嘱託職員）として新たに採用し、国がその費用を補助する。

#### 【派遣形式による研修等の実施】

- 今後、帰国被害者等が日本社会に円滑に適応するために、帰国直後に派遣形式による研修等を一定期間実施し、基本的な生活習慣や日本語の指導を集中的に受けることについて、ニーズを踏まえつつ、引き続き検討する。

### 4 居住の安定

#### 【公営住宅への入居】

- 帰国被害者等が永住帰国され、日本における居住の場として公営住宅への入居を希望される場合において、事業主体である地方公共団体の判断により、その住宅に困窮する事情に応じた優先入居の取扱いを行う。また、家賃についても、実情に応じ、地方公共団体の判断により、減免等を行うことが可能。  
民間住宅の借り上げによる公営住宅の供給は、地方公共団体の判断により可能。  
なお、住戸規模等には制限（80㎡以下）がある。

### 5 雇用機会の確保

#### 【公共職業安定所による就職あっせん】

- 地元公共職業安定所に所長を長とした支援チームを設置し、帰国被害者等の希望に応じ、求人情報の収集・提供、求人開拓、職業相談、職業紹介等を通じて確実な就職に結びつける。

#### 【職業訓練の実施】

- 職業訓練については、公共職業安定所において求職登録、受講あっせんにより、無料で公共職業訓練を提供する。
- 訓練受講中の生活の安定を図る等のため雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の適用により、訓練手当等を支給する。

### 6 教育機会の確保

#### 【学校への受入】

- 小・中学校については、国籍の別を問わず相当学年への受入を行う。また、日本語が不十分である等の事情がある場合には、一時的に下級の学年に編入する措置をとることは可能。
- 帰国被害者等が高校進学を希望した場合、高等学校の入学資格等について、教育委員会等からの相談を踏まえ、帰国被害者等の意向に沿った入学資格等の付与が可能となるよう対応する。
- 帰国被害者等が大学進学を希望した場合、受入が円滑に行われるようそれらの者の意向や事情に配慮した特別選抜が行われるよう、大学に対して求めていく（実施されるか否かは各大学の判断）。また、我が国の大学に編入学する条件が整っていない場合にはその準備教育について支援を行う。

### 【日本語習得への支援】

- 小・中学校及び高等学校においては、日本語指導のための教員定数の加配を行う。
- 小・中学校及び高等学校においては、朝鮮語を話せる教育相談員の派遣が行えるよう支援する。
- 小・中学校及び高等学校においては、国が作成した日本語指導資料・教材を配布する。
- 大学においては、編入学を許可した大学に留学生並みの日本語教育を施すよう要請する。  
また、大学入学前に日本語教育を希望した場合には、国立大学留学生センター等における日本語教育の受講が可能となるよう調整する。

## 7 戸籍等に関する手続

### 【日本国籍の取得】

- 改正国籍法施行（昭和60年1月1日）前の出生子は、法務大臣に対する届出によって日本国籍を取得するため、法務省発行の国籍取得証明書を添付した国籍取得届書が市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。（改正国籍法施行後の出生子は、出生によりすでに日本国籍を取得しているため、出生届書が市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。）

### 【婚姻届、出生届等各種届出の受理等】

- 届書が市町村役場に提出された場合、迅速かつ適切に戸籍に記載されるよう努める。

## 8 国と地方の連携

- 国は地方公共団体と緊密な連携を保ち、支援策の策定及び実施を行うこととし、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる施策について、援助を行うものとする。

## 9 生存が確認されていない被害者の家族への対応

- 安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否情報の収集に努め、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの相談等にきめ細かく対応する。

別添 2

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策の実施状況等について

平成21年7月

拉致問題対策本部事務局



# 拉致被害者・家族に対する総合的な支援策の実施状況等について

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回合合決定)	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)		支援策見直しが必要な事項及びその理由
				現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者及びその家族	
1 経済的支援について	内閣府	被害者又は被害者の配偶者の帰国等に要する渡航費用は国が負担した。	拉致被害者の帰国に寄与した。	●終了	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。	
	内閣府	本邦入国地から滞在を開始するまでの間の経費(交通費、食費、宿泊費、医療費等)を負担した。	拉致被害者が帰国後、落ち着き先での滞在を開始するまでの負担軽減に寄与した。	●終了	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。	
	内閣府	拉致被害者等が本邦に永住帰国する場合には、拉致被害者等が給付金を、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月、支給する。	帰国被害者等の自立促進・生活基礎の安定に一定の効果があつたが、22年3月で給付が切れることに不安の声もあり、今後の対応について検討が必要である。	☆実施中(22年3月まで) ※支給期限を延長する方向で検討中	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。	支給期限を現行の5年から10年に延長する方向で見直しを検討。 ※支給期限の延長には、支援法の改正が必要。
	内閣府	被害者が永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給する。	平成15年1月から平成17年3月まで滞在援助金を支給した。	●終了	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。	
	厚生労働省	年金額の改善を図るため、拉致期間を国民年金の被保険者期間とみなし、国はその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等の特例措置を講ずる。	○ 拉致被害者支援法に基づき国民年金制度における特例措置を講じている。 ・ 帰国した被害者が拉致されていた期間を、国民年金の被保険者とみなすこと ・ その間の年金保険料に相当する費用は国が負担し、保険料納付済期間とみなすこと ○ 以上の特例措置に基づき、拉致被害者5人に対し、平成15年度予算において拉致期間における保険料相当額として国庫負担額を措置した。	○ この国庫負担は、被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基礎の再建等に資するものと考えられる。	★措置済	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても拉致被害者支援法に基づき対応する。
	年金給付					

<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成44年11月26日 （拉致問題専門幹事会第5回合合決定）</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族</p>	<p>今後の帰国被害者及びその家族</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p><b>2 身体への安全及び心身の健康</b> 身辺の警護 現在、1人1人の身辺警護を 行っているほか、必要な警備 体制を取っており、引き続 き、身辺警護を行う。</p>	<p>警察庁</p>	<p>拉致被害者及び家族の帰国以降、被害者等の安全を確保するため、関係自治体の支援室と連絡をとり、かつ、被害者や家族の意向を踏まえつつ、所要の警戒を実施している。</p>	<p>拉致被害者等の警戒については、特異な事案の発生もなく、適切に行われている。</p>	<p>☆実施中 帰国された拉致被害者及び家族の安全を確保するため、情勢及び被害者等の意向を踏まえ、所要の警戒を実施している。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について同様の対応とする。</p>	<p>○項目の見直し 「身辺の警護」→「身体への安全確保」。 【見直し理由】表現の適正化  ○内容の見直し 「現在、1人1人……身辺警護を行う。」→「帰国被害者等の安全を確保するため、必要な警戒を行う。」 【見直し理由】表現の適正化</p>
<p>健康診査 40歳以上で、市町村内に住所を有する帰国被害者等に 対しては、老人保健法の規定により、心身の健康を保持 するために行われる診査及び 当該診査に基づく指導を 内容とする健康診査を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>各市町村において具体的にどれだけ帰国被害者等に 対して健康診査を行ったかについては、当該健康 診査の対象者である40歳以上の市町村に住所を 有する者が受診する中で、個々の受診者が帰国 被害者であるかどうかを把握することは困難であ ることから、把握していない。なお、平成19年度 の基本健康診査受診者数は134.4万人(受診率 42.6%)となっている。</p>	<p>心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防及び 介護を要する状態等の予防の観点として、これら の疾患等の疑いのある者または危険因子を持つ者 をスクリーニングするとともに、検査の結果、必要 な者に対しては、栄養や運動等に関する保健指導 や健康管理に関する正しい知識の普及を行い、医 療機関への受診または介護予防事業等への参加 を勧奨することによって、壮年期からの健康につ いての認識と自覚の高揚を図った。</p>	<p>★措置済 ※ 他の法令等に基づき同様の保健サービスを受け ることができるとは、他の制度が優先される。平成 18年の医療制度改革を受け、平成20年4月か ら、それまでの老人保健法に基づき市町村が住民 に対して実施する基本健康診査に代わり、各医 療保険者が加入者に対し、生活習慣病対策に重 点を置いて実施する特定健康診査・特定保健指導 が開始された。これにより、対象者の把握が容易 になり、また課題であった健康診後のフォロー アップ(保健指導)を充実させた新たな制度へと再編 されたところ。 帰国被害者及びその家族も含め、特定健康診査・ 特定保健指導が保険者により円滑に実施される よう、国としても保険者に対し実施費用の一部 を補助するほか、必要な支援を行う。 なお、医療保険未加入者に対する健康診査につ いては、健康増進法に基づく健康増進事業のな かでも、市町村(特別区含む)が実施しているところ である。同事業についても、国から実施費用の一部 を補助するなど、必要な支援を行う。</p>	<p>今後の帰国被害者及びその家族について同様の対応をする。</p>	<p>○項目の見直し 「身辺の警護」→「身体への安全確保」。 【見直し理由】表現の適正化  ○内容の見直し 「現在、1人1人……身辺警護を行う。」→「帰国被害者等の安全を確保するため、必要な警戒を行う。」 【見直し理由】表現の適正化</p>

<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月28日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族 ★措置済 今後、希望に応じて実施</p>	<p>今後の帰国被害者及びその家族 今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p>精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談を始めとする精神保健福祉相談を実施する。</p>	<p>厚生労働省 ① 帰国者対応リーフレットの作成 &lt;平成14年10月11日作成&gt; ② 専門家チームの立ち上げ &lt;平成14年10月14日に体制整備&gt; ○ 本人及び家族等に対する精神的ケアを要する場合に、対応する地元精神科医等へ助言することともに、必要に応じて、専門家チームが直接対応する。</p>	<p>1) 厚生労働省 今後、地方自治体からの要請があれば、現在の帰国被害者及びその家族と同様の支援を行う。</p>	<p>1) 厚生労働省 今後、地方自治体の要請があれば、専門家等の派遣等を行う。</p>	<p>今後、地方自治体からの要請があれば、現在の帰国被害者及びその家族と同様の支援を行う。</p>		
<p>特別支援として、地元精神科医及び心のケアに関する中央の専門家による精神的ケア実施体制を整備し、今後、被害者本人等の申し出により、地元精神科医等が中心となつて精神的ケアを実施する中で、適宜専門家を派遣する。</p>	<p>2) 新潟県 ① 県拉致被害者・家族支援室に県臨床心理士会が協力・連携して拉致被害者支援にあたることとし、拉致被害者等の状況を踏まえて被害者との面談や打ち合わせ会議に出席。(主催：県) ② 帰国被害者等自立・社会適応促進事業に基づき県が開催する健康分科会、合同分科会へ出席(主催：県) ③ 柏崎市自立支援カリキュラムに基づくシステム会議へ参加し、拉致被害者との面談や会議に出席しコンサルテーションを実施。(主催：柏崎市)</p>	<p>左記のとおり拉致被害者等の支援に、精神科医及び臨床心理士が関与してきたことにより、支援関係者の精神面に配慮した円滑な支援並びに被害者の精神的な安定と順調な日本社会への順応等に寄与したものと考えている。 拉致被害者及び家族が順調に自立の道を歩んでいることから、関与の度合いは最近激減している。今後はこの傾向が継続と思われるが、精神科医及び臨床心理士の関与については必要に応じて連携可能な体制を整えている。</p>	<p>2) 新潟県 ① ①については、帰国被害者等自立・社会適応促進事業への移行により完了している。 ②③については、今後継続するが、拉致被害者及び家族が順調に自立の道を歩んでいることから、関与の必要性の減少傾向が続くと思われる。しかし、順調に推移している中にも問題が発生したとき或いは拉致被害者本人からの要請があった時には即時に対応できるよう、県、市との連携を継続する。</p>	<p>3) 福井県 今後必要に応じて継続する。</p>		
<p>精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談を始めとする精神保健福祉相談を実施する。</p>	<p>3) 福井県 保健師等の派遣 ・ 帰国してから、被害者に対する健康状態の確認を小浜市と協力して実施した。</p>	<p>派遣の結果、被害者に特に健康上の問題(精神的な問題を含む)は見つからなかった。</p>	<p>3) 福井県 今後必要に応じて継続する。</p>	<p>3) 福井県 今後必要に応じて継続する。</p>		

<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 今後の帰国被害者及びその家族 現在の帰国被害者及びその家族</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p><b>3 生活相談</b> 日常生活の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行うための要員を配置する。具体的には、経験や知識に加え被害者本人との信頼関係により人選し、県福祉事務所のケースワーカー(嘱託職員)として新たに採用し、国がその費用を補助する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・新潟県柏崎市及び佐渡市並びに福井県小浜市が、被害者を支援するために生活支援員を雇い上げる経費に対して、生活保護費補助金(平成17年度においてはセーフティネット支援対策等事業費補助金)により、補助を行った。</p>	<p>・週5回指導員を被害者宅に派遣し、生活支援を実施した結果、日本での生活に適應し、被害者は日常生活に支障がない状況。</p>	<p>★措置済 市より申請があれば、協議の上、補助を行う。</p>	
<p>派遣形式による研修等の実施</p>	<p>内閣府(委託事業)</p>	<p>帰国被害者等が日本社会に円滑に適應するための基本的な生活習慣や日本語の学習などの自立促進のための研修等(帰国被害者等自立・社会適應促進事業)を実施。(地元自治体に委託)</p>	<p>帰国被害者等は自立支援プログラム及びカリキュラムに基づき、順調に自立・社会適應へ向かって努力されており、一定の効果があつたと思われる。</p>	<p>★措置済 自立状況、生活状況を踏まえつつ、必要に応じた柔軟な支援を実施。平成22年度以降については、被害者・家族の状況、ニーズを踏まえた対応を行う。</p>	<p>今後新たな拉致被害者の帰国等があれば対応する。</p>
<p><b>4 居住の安定</b> 公営住宅への入居</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・帰国被害者のうち一家族が一時、市営住宅へ入居されたが、その後退去。 ・他の二家族は、県及び市の借上住宅に入居中。</p>	<p>帰国被害者の居住の安定確保に寄与したものと考えている。 (二家族については、帰国当初から公営住宅以外で居住の安定確保が図られている。)</p>	<p>★措置済 今後必要に応じて実施</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>

<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 今後の帰国被害者及びその家族 現在の帰国被害者及びその家族</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p><b>5 雇用機会の確保</b></p>	<p>厚生労働省</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況 ①「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チーム」の設置 平成15年1月1日、帰国被害者等の地元管轄安定期(新潟労働局向津公共職業安定所(現:佐渡公共職業安定所)、同局柏崎公共職業安定所、福井労働局小浜公共職業安定所)に「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チーム」を設置。 ②「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チーム」による職業相談、職業紹介等の実施 帰国被害者等の希望に応じ、求人情報の収集・提供、職業相談・職業紹介等を実施。 これまで、帰国被害者等であって、公共職業職業安定所に求職申込みを行った者6名のうち5名が就職(未就職1名は職業訓練受講中)。</p>	<p>本施策は、帰国被害者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に有効であったと評価される。</p>	<p>★措置済 平成15年に設置された「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チーム」(拉致被害者の方々の地元管轄安定期に設置)を維持・継続するとともに、今後も帰国被害者等の希望に応じ実施することとする。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>
<p>職業訓練については、公共職業安定所において求職登録、受講あっせんにより、無料で公共職業訓練を提供する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>公共職業安定所長のあっせんにより、就職に向けた公共職業訓練を提供。 これまで、帰国被害者等であって、公共職業職業安定所に求職申込みを行った者6名のうち、5名が公共職業安定所のあっせんにより職業訓練を受講し、4名が就職(1名は職業訓練受講中)。</p>	<p>本施策は、帰国被害者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に有効であったと評価される。</p>	<p>★措置済 一部家族に実施済、今後も必要に応じ実施。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>
<p>訓練受講中の生活の安定を図るための雇用対策に基づく職業転換給付金制度の適用により、訓練手当等を支給する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成15年1月1日より、職業転換給付金制度の対象者に帰国被害者等を加え、訓練受講中の生活の安定を図る等のため、職業転換給付金として、訓練手当、広域求職活動費、移転費、職場適応訓練費を支給することとしている。 これまで、帰国被害者等3名について、職業訓練受講中に訓練手当を支給し、うち2名については、訓練受託事業主へ職場適応訓練費を支給(1名は職業訓練中)。</p>	<p>左記のとおり帰国被害者等の支援として職業転換給付金制度の適用により、被害者の円滑な就職に寄与したものと考</p>	<p>★措置済 一部家族に実施済、今後も必要に応じ実施。 平成22年度以降については、被害者・家族の状況、ニーズを踏まえた対応を行う。 ※22年度以降の対応には、雇用対策法施行規則の改正が必要。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>
<p>これまで、帰国被害者等を雇い入れた事業主に、特定求職者雇用開発助成金を1件支給。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成15年1月1日より特定求職者雇用開発助成金の対象労働者に帰国被害者等を加え、当該労働者を雇い入れた事業主として支給しているところである。</p>	<p>左記のとおり帰国被害者等の支援として特定求職者雇用開発助成金の対象労働者に加えられたことにより、被害者の円滑な就職に寄与したものと考</p>	<p>★措置済 今後も必要に応じて実施。 平成22年度以降については、被害者・家族の状況、ニーズを踏まえた対応を行う。 ※22年度以降の対応には、雇用保険法施行規則の改正が必要。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族について対応する。</p>

<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族</p>	<p>今後の帰国被害者及びその家族</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p><b>6 教育機会の確保</b> 小・中学校については、国籍の別を問わず相当学年への受入を行う。また、日本語が不十分である等の事情がある場合には、一時的に下級の学年に編入する措置をとることは可能。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>※小中学生の家族はいない。</p>	<p>※小中学生の家族はいない。</p>	<p>※該当者なし。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。</p>	
<p>帰国被害者等が高校進学を希望した場合、高等学校の入学資格等について、教育委員会等からの相談を踏まえ、帰国被害者等の意向に沿った入学資格等の付与が可能となるよう対応する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>拉致被害者の子どもが高校進学を希望した場合、本人の学習歴等を踏まえ、年齢相当の学年への編入学を設置者が許可することは可能であり、1名が高等学校に編入した。</p>	<p>帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。</p>	<p>●終了</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。</p>	
<p>帰国被害者等が大学進学を希望した場合、受入が円滑に行われるようそれらの者の意向や事情に配慮した特別選抜が行われるよう、大学に對して求めていく(実施されるか否かは各大学の判断)。また、我が国の大学に編入する条件が整っていない場合にはその準備教育について支援を行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>拉致被害者の子どもが大学への入学、転学又は編入学を希望した場合、本人の学習歴を踏まえ、入学等を認めることは可能であり、2名が大学に編入学、2名が大学に入学したところである。 また、入学等を認めるにあたって、入学資格の確認については通常であれば高等学校等の卒業証書等によって確認するところ、特例的な措置として、自己申告等の方法による確認をもつて足りることにした。</p>	<p>帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。</p>	<p>●終了 ※現時点で、大学進学が予定されている子供はいない。</p>	<p>今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。</p>	

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族 今後の帰国被害者及びその家族	支援策見直しが必要な事項及びその理由
日本語習得への支援 小・中学校及び高等学校において、日本語指導のため の教員定数の加配を行う。	文部科学省	○ 日本語指導のための教員定数の加配措置 (福井県教育委員会) ・被害者の日本語習得への支援として、福井県教育委員会からの要望を踏まえ、被害者が在籍する公立高等学校に日本語指導のための教員を配置できるよう、平成17年度及び平成18年度に教員定数(各年度2名)の加配措置を行った。	・この教員定数の加配措置は、被害者の日本語習得に大きく貢献したと考えられる。 ・現地からの要請がなかったため、派遣は行われなかった。	今後同様の措置が可能かどうかについては、そのようなニーズが生じた際に検討する。	
小・中学校及び高等学校において、朝鮮語を話せる教育相談員の派遣が行えるよう支援する。	文部科学省	○ 教育相談員の派遣 ・教育委員会に対し、帰国した拉致被害者の子どもの日本語能力が十分ではなく、母語を話せる教育相談員が必要な場合、速やかに相談員の派遣経費を負担することを連絡した。具体的に「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究(平成16年度～平成17年度)」により対応。	・日本語指導教材の配布の結果、被害者の日本語指導に大きく貢献したと考えられる。	今後、受入自治体において要望があれば、可能な範囲で対応する。	
小・中学校及び高等学校において、編入を許可した大学に留学生並みの日本語教育を施すよう要請する。また、大学入学前には、国立大学留学センター等における日本語教育の受講が可能となるよう調整する。	文部科学省	○ 日本語指導教材の配布 ・県より日本語を学ぼう1・2・3(教材及び教師用指導書)及びマルチメディア版及びワークシートを10部欲しいとの要望を受け、平成16年5月24日に送付済み。 拉致被害者家族のニーズに合わせ、各大学において、相談指導教員の委嘱、生活支援のためのチャーターの配置、日本語学習支援体制の整備等を実施。	・日本語指導教材の配布の結果、被害者の日本語指導に大きく貢献したと考えられる。 ・各大学において添った対応を各国立大学法人が行った結果、日本語習得に大きく貢献したと考えられる。	今後、帰国拉致被害者及びその家族について各法人において検討の上、対応する。	



拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回合合決定)	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族 今後の帰国被害者及びその家族	支援策見直しが必要な事項及びその理由
<b>7 戸籍等に関する手続</b>					
日本国籍の取得	法務省	昭和59年改正国籍法施行(昭和60年1月1日)前に出生した者で、当時の国籍法により日本国籍を取得していないものは、同改正国籍法附則第5条に定める要件を満たしている場合には、法務大臣への届出によって日本国籍を取得することができ、拉致被害者の子のうち、上記に該当する者1名について、国籍取得の届出の手続を円滑に行うことができるよう対応し、当該届出を受理し、戸籍の記載も完了している。	国籍取得の届出の手続を円滑に行うことができないよう対応した。	●終了 拉致被害者の家族が帰化による日本国籍の取得を希望する場合には、国籍法等の規定に基づき対応する。	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても、現在の帰国被害者及びその家族への対応と同様に対応する。
婚姻届、出生届等各種届出の受理等	法務省	拉致被害者及びその子に係る婚姻届3件、出生届6件について、届出がされた際に、受否について速やかに判断し、迅速かつ適正な戸籍の処理ができれば、戸籍の記載も完了している。	速やかに判断し、迅速かつ適正な戸籍の処理ができれば、戸籍の記載も完了している。	●終了 今後の帰国拉致被害者及びその家族についても、現在の帰国被害者及びその家族への対応と同様に対応する。	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても、現在の帰国被害者及びその家族への対応と同様に対応する。
<b>8 国と地方の連携</b>	関係各省	上記、1から7の点について、地方公共団体と連携を保ち、対応してきた。	国と地方公共団体(2県3市)との連携は、概ね円滑に行われている。	☆実施中 引き続き、地方公共団体と連携を取りつつ、3家族に対し、きめ細かな支援を行う。	現在の3家族同様、きめ細かな支援を行う。



<p>拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)</p>	<p>省庁</p>	<p>これまで実施した具体的施策の実施状況</p>	<p>これまで実施した具体的施策に対する評価等</p>	<p>今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族 今後の帰国被害者及びその家族</p>	<p>支援策見直しが必要な事項及びその理由</p>
<p><b>9 生存が確認されていない被害者の家族への対応</b></p>					
<p>安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否情報の収集に努め、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの相談等にきめ細かく対応する。</p>	<p>関係省庁</p>	<p>関係省庁において調査・捜査等を実施するとともに、安否不明拉致被害者の家族に対して、適宜情報提供を行うとともに、相談等にも対応している。 支援法に基づき認定された被害者のほかにも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事実があるとの認識に基づいて、調査・捜査等を実施するとともに、その家族に対して適宜情報提供を行うとともに、相談等にも対応している。</p>	<p>安否不明拉致被害者等の家族への情報提供や相談に一定程度対応できている。</p>	<p>☆実施中 引き続き、関連情報の収集に努めるとともに、安否不明拉致被害者等の家族への情報提供・相談に対応していく。</p>	<p>拉致の可能性を排除できない事案についての取り組みの記述を追加。</p>

支援法：北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年12月11日法律第143号)

## 関係地方公共団体による帰国拉致被害者・家族への主な支援策等

## 1 .総合的支援策を活用したもの

- 自立支援連絡会議の開催
- 日本語学習等のサポート
- 生活相談員の配置
- 公営住宅への優先入居
- 安全確保のための警戒実施
- 健康相談 等

## 2 その他の支援策等

- 職員としての採用。
- 民間住宅の借り上げ・提供（家賃補助）
- パソコン研修
- 進路指導 等

## 3 支援体制

- 平成14年の3家族の帰国当時から比べれば、担当する人数等は減少しているものの、引き続き担当のセクションを設け、家族との連絡、支援等にあたっている。
- 関係地方公共団体間の連携、並びに国、県、市の連携が図られている。

## 自治体からの要望書

(平成21年6月3日：佐渡市長、小浜市長、佐渡市長連名)

(略)

日本政府にあつては、再調査の早期実施を求める等、事件の全容解明、拉致被害者全員の帰国を速やかに実現するため、更に危機感・切迫感を持って対応していただくことを切に要望する。

(略)

給付金が支給されることにより、帰国被害者家族が生活を送る上で大きな恩恵を受けているが、被害者には拉致によって失われた20数年という空白期間があり、その間の日本人誰もが経験したことの無い肉体的、精神的苦痛を癒し、回復させるためにはまだ時間が必要である。また、平成16年5月及び7月に被害者家族が帰国したが、子供たちは日本での生活を始めてからわずか5年であり、真に自立した生活を送ることができるようになるまで、拉致被害者家族のそれぞれの状況・希望に応じた拉致被害者等給付金の延長を要望する。

さらに、北朝鮮当局による拉致問題は、犯罪行為であり、当然北朝鮮当局が拉致被害者に対して損害を賠償すべき問題である。損害賠償を求める被害者に対しては、請求する道が開かれるよう、また、日本政府が責任を持って損害請求を行うという意思を今回の法律改正に何らかの形で盛り込むことを併せて要望する。

(平成21年6月17日：新潟県知事)

(略)

帰国被害者には、拉致によって失われた20数年という空白の期間があり、肉体的、精神的苦痛を癒し、回復させるためにはまだまだ時間が必要です。また、平成16年5月及び7月に帰国した子供たちは、日本での生活を始めてからようやく5年が経過します。給付金が支給されることにより、帰国拉致被害者家族はなんとか安定した生活を過ごしておりますが、真に自立した生活を送ることができるようになるまで、給付金の支給を延長し、支援を継続することが必要です。

(略)

(平成21年6月30日：福井県知事)

(略)

給付金は平成22年3月に5年の期限を迎えることとなっておりますが、地村さん御夫妻には、拉致により失われた24年という空白期間があり、真に自立した生活を送れるようになるまで、支給を継続することが必要です。

このたび、帰国拉致被害者の地元である小浜市長等により、給付金の延長等について政府に要望がなされたところですが、帰国拉致被害者の現況を踏まえ、本県としても政府において延長等の対応をされますよう要望いたします。

(略)